

森林法の一部を改正する法律案新旧対照条文

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（全国森林計画等） 第四条（略）</p> <p>2 全国森林計画においては、次に掲げる事項を、地勢その他の条件を勘案して主として流域別に全国の区域を分けて定める区域ごとに当該事項を明らかにすることを旨として、定めるものとする。</p> <p>一 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>二 一七（略）</p> <p>三 四（略）</p> <p>5 農林水産大臣は、全国森林計画に掲げる森林の整備及び保全の目標の計画的かつ着実な達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、五年ごとに、<u>森林整備保全事業</u>（造林、間伐及び保育並びに林道の開設及び改良の事業並びに森林の造成及び維持に必要な事業で政令で定める者が実施するものをいう。以下同じ。）に関する計画（以下「<u>森林整備保全事業計画</u>」という。）をたてなければならない。</p> <p>6 <u>森林整備保全事業計画</u>においては、全国森林計画の計画期間のうち最初の五年間に係る<u>森林整備保全事業</u>の実施の目標及び事業量を定めるものとする。</p> <p>7 農林水産大臣は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と</p>	<p>（全国森林計画等） 第四条（略）</p> <p>2 全国森林計画においては、次に掲げる事項を、地勢その他の条件を勘案して主として流域別に全国の区域を分けて定める区域ごとに当該事項を明らかにすることを旨として、定めるものとする。</p> <p>一 森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項</p> <p>二 一七（略）</p> <p>三 四（略）</p> <p>5 農林水産大臣は、全国森林計画に掲げる森林の整備の目標の計画的かつ着実な達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、五年ごとに、<u>森林整備事業</u>（造林、間伐及び保育並びに林道の開設及び改良の事業で政令で定める者が実施するものをいう。以下同じ。）に関する計画（以下「<u>森林整備事業計画</u>」という。）をたてなければならない。</p> <p>6 <u>森林整備事業計画</u>においては、全国森林計画の計画期間のうち最初の五年間に係る<u>森林整備事業</u>の実施の目標及び事業量を定めるものとする。</p> <p>7 農林水産大臣は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と</p>

認めるときは、全国森林計画及び森林整備保全事業計画を変更することができる。

8～10 (略)

11 前三項の規定は、森林整備保全事業計画について準用する。この場合において、第八項及び前項中「環境大臣その他関係行政機関の長」とあるのは、「関係行政機関の長」と読み替えるものとする。

第四条の二 国は、森林整備保全事業計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講ずるものとする。

(地域森林計画)

第五条 (略)

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 森林の有する機能別の森林の所在及び面積並びにその整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

三～八 (略)

3・4 (略)

(地域森林計画の案の縦覧等)

第六条 (略)

2～4 (略)

5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならぬ。この場合において、当該地域森林計画に定める事項のうち、前条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第四号の二の間伐立木材積、

認めるときは、全国森林計画及び森林整備事業計画を変更することができる。

8～10 (略)

11 前三項の規定は、森林整備事業計画について準用する。この場合において、第八項及び前項中「環境大臣その他関係行政機関の長」とあるのは、「関係行政機関の長」と読み替えるものとする。

第四条の二 国は、森林整備事業計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講ずるものとする。

(地域森林計画)

第五条 (略)

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 森林の有する機能別の森林の所在及び面積並びにその整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項

三～八 (略)

3・4 (略)

(地域森林計画の案の縦覧等)

第六条 (略)

2～4 (略)

5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならぬ。この場合において、当該地域森林計画に定める事項のうち、前条第二項第二号の森林の整備の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第四号の二の間伐立木材積、同項第五

同項第五号の林道の開設及び改良に関する計画並びに同項第七号の保安林の整備及び保安施設事業に関する計画については、農林水産大臣の同意を得なければならない。

6 (略)

(保安林における制限)

第三十四条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 (略)

二 次条第一項に規定する択伐による立木の伐採をする場合

三 第三十四条の三第一項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

2 10 (略)

(保安林における択伐の届出等)

第三十四条の二 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において択伐による立木の伐採(人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。第三項において同じ。)をしようとする者は、前条第一項第一号、第四号から第六号まで及び第八号に掲げる場合

号の林道の開設及び改良に関する計画並びに同項第七号の保安林の整備及び保安施設事業に関する計画については、農林水産大臣の同意を得なければならない。

6 (略)

(保安林における制限)

第三十四条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 (略)

一 二 次条第一項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

2 10 (略)

(保安林における間伐の届出等)

第三十四条の二 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者は、前条第一項第一号、第二号から第四号まで及び第六号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事

を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、伐採立木材積、伐採方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐の届出書を提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採立木材積又は伐採方法に関する計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その択伐の計画を変更すべき旨を命じなければならない。

3 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる択伐による立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

4 都道府県知事は、第一項の規定により択伐の届出書が提出された場合（前項の規定により届出書の提出がなかつたものとみなされる場合を除く。）には、農林水産省令で定めるところにより、当該択伐に係る立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該択伐が、第十一条第四項の認定に係る森林施業計画（その変更につき第十二条第三項において準用する第十一条第四項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）の対象とする森林に係るものである場合は、この限りでない。

5 第一項の規定により択伐の届出書を提出した者は、当該届出に係る立木を伐採した場合において、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を、当該森林所有者に通知しなければならない。

（保安林における間伐の届出等）

第三十四条の三 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定

に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により提出された届出書に記載された間伐立木材積又は間伐方法に関する計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その間伐の計画を変更すべき旨を命じなければならない。

3 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる間伐のための立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

4 都道府県知事は、第一項の規定により間伐の届出書が提出された場合（前項の規定により届出書の提出がなかつたものとみなされる場合を除く。）には、農林水産省令で定めるところにより、当該間伐に係る立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該間伐が、第十一条第四項の認定に係る森林施業計画（その変更につき第十二条第三項において準用する第十一条第四項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）の対象とする森林に係るものである場合は、この限りでない。

める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者は、第三十四条第一項第一号、第四号から第六号まで及び第八号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による間伐の届出について準用する。この場合において、同条第二項中「伐採立木材積又は伐採方法」とあるのは、「間伐立木材積又は間伐方法」と読み替えるものとする。

(保安林における植栽の義務)

第三十四条の四 森林所有者等が保安林の立木を伐採した場合には、当該保安林に係る森林所有者は、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従い、当該伐採跡地について植栽をしなければならない。ただし、当該伐採をした森林所有者等が当該保安林に係る森林所有者でない場合において当該伐採があつたことを知らないことについて正当な理由があると認められるとき、当該伐採跡地について第三十八条第一項又は第三項の規定による造林に必要な行為をすべき旨の命令があつた場合（当該命令を受けた者が当該伐採跡地に係る森林所有者以外の者であり、その者が行う当該命令の実施行為を当該森林所有者が拒んだ場合を除く。）その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(監督処分)

第三十八条 (略)

(保安林における植栽の義務)

第三十四条の三 森林所有者等が保安林の立木を伐採した場合には、当該保安林に係る森林所有者は、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従い、当該伐採跡地について植栽をしなければならない。ただし、当該伐採をした森林所有者等が当該保安林に係る森林所有者でない場合において当該伐採があつたことを知らないことについて正当な理由があると認められるとき、当該伐採跡地について第三十八条第一項の規定による造林に必要な行為をすべき旨の命令があつた場合（当該命令を受けた者が当該伐採跡地に係る森林所有者以外の者であり、その者が行う当該命令の実施行為を当該森林所有者が拒んだ場合を除く。）その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(監督処分)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第三十四条の二第一項の規定に違反した者に対し、当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。

4 都道府県知事は、森林所有者が第三十四条の四の規定に違反して、保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間内に、植栽をせず、又は当該指定施業要件として定められている植栽の方法若しくは樹種に関する定めに従つて植栽をしない場合には、当該森林所有者に対し、期間を定めて、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法と同一の方法により、当該指定施業要件として定められている樹種と同一の樹種のことを植栽すべき旨を命ずることができる。

(保安林に関する規定の準用)

第四十四条 保安施設地区の指定については、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条第一項から第四項まで、第三十三条第一項から第五項まで及び第三十九条の規定を、保安施設地区に係る指定施業要件の変更にについては、第二十九条、第三十条、第三十二条第一項から第四項まで及び第三十三条第一項から第五項までの規定(農林水産大臣による保安林の指定に関する部分に限る。)並びに第三十三条の二第一項の規定(農林水産大臣による保安林の指定施業要件の変更に係る部分に限る。)を、保安施設地区に係る指定施業要件の変更に係る部分については、第二十七条第二項及び第三項、第二十八条並びに第三十三条の二第二項の規定(農林水産大臣に対する申請に関する部分に限る。)を、保安施設地区の指定の解除については、第三十三条第一項から第三項までの規定を、保安施設地区における制限については、第三十四条から第三十四

2 (略)

3 都道府県知事は、森林所有者が第三十四条の三の規定に違反して、保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間内に、植栽をせず、又は当該指定施業要件として定められている植栽の方法若しくは樹種に関する定めに従つて植栽をしない場合には、当該森林所有者に対し、期間を定めて、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法と同一の方法により、当該指定施業要件として定められている樹種と同一の樹種のことを植栽すべき旨を命ずることができる。

(保安林に関する規定の準用)

第四十四条 保安施設地区の指定については、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条第一項から第四項まで、第三十三条第一項から第五項まで及び第三十九条の規定を、保安施設地区に係る指定施業要件の変更にについては、第二十九条、第三十条、第三十二条第一項から第四項まで及び第三十三条第一項から第五項までの規定(農林水産大臣による保安林の指定に関する部分に限る。)並びに第三十三条の二第一項の規定(農林水産大臣による保安林の指定施業要件の変更に係る部分に限る。)を、保安施設地区に係る指定施業要件の変更に係る部分については、第二十七条第二項及び第三項、第二十八条並びに第三十三条の二第二項の規定(農林水産大臣に対する申請に関する部分に限る。)を、保安施設地区の指定の解除については、第三十三条第一項から第三項までの規定を、保安施設地区における制限については、第三十四条及び第三十四

条の三までの規定を準用する。ただし、保安施設地区の指定に係る森林が保安林である場合には第三十一条、第三十四条から第三十四条の三までの規定、災害を復旧するため緊急に保安施設事業を行う必要がある場合には第三十二条第四項の規定は、準用しない。

(適用除外)

第四十八条 国又は都道府県が保安施設地区において行う第四十五条第一項の行為については、第四十四条において準用する第三十四条から第三十四条の三までの規定(その保安施設地区の指定に係る森林が保安林である場合には第三十四条から第三十四条の三までの規定)は、適用しない。

(事務の区分)

第九十六条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一〜三 (略)

四 第三十一条、第三十二条第一項(第三十三条の三において準用する場合を含む。)、第三十四条から第三十四条の三まで、第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務(民有林にあつては、第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。)

五 第四十四条において準用する第二十七条第二項及び第三項(申請書に意見書を付する事務に関する部分を除く。)、第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、第三十三条第三項、第三十四条から第三十四条の三

条の二の規定を準用する。ただし、保安施設地区の指定に係る森林が保安林である場合には第三十一条、第三十四条及び第三十四条の二の規定、災害を復旧するため緊急に保安施設事業を行う必要がある場合には第三十二条第四項の規定は、準用しない。

(適用除外)

第四十八条 国又は都道府県が保安施設地区において行う第四十五条第一項の行為については、第四十四条において準用する第三十四条及び第三十四条の二の規定(その保安施設地区の指定に係る森林が保安林である場合には第三十四条及び第三十四条の二の規定)は、適用しない。

(事務の区分)

第九十六条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一〜三 (略)

四 第三十一条、第三十二条第一項(第三十三条の三において準用する場合を含む。)、第三十四条、第三十四条の二、第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務(民有林にあつては、第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。)

五 第四十四条において準用する第二十七条第二項及び第三項(申請書に意見書を付する事務に関する部分を除く。)、第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、第三十三条第三項、第三十四条、第三十四条の二並

まで並びに第三十九条第一項の規定並びに第四十六条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

第二百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第三十四条の二第一項(第四十四条において準用する場合を含む)。

()の規定に違反し、届出書の提出をしないで択伐による立木の伐採をした者

五 第三十四条の三第一項(第四十四条において準用する場合を含む)。

()の規定に違反し、届出書の提出をしないで間伐のため立木を伐採した者

びに第三十九条第一項の規定並びに第四十六条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

第二百七条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第三十四条の二第一項(第四十四条において準用する場合を含む)。

()の規定に違反し、届出書の提出をしないで間伐のため立木を伐採した者

改正案	現行
<p>第一条（略）</p> <p>この会計においては、前項の事業に係る経理のほか、次の事項に関する経理を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 治山事業で国が施行するもの（以下「直轄治山事業」という。） 二 治山事業で都道府県又は都道府県知事が施行するものに係る国の補助金又は負担金（以下「補助金等」という。）の交付 三 次項各号に掲げる事業に係る第五項第一号又は第二号に掲げる事業で国が施行するものの管理 <p>前項第一号及び第二号の治山事業とは、次の各号に掲げる事業で、国が施行するもの及び都道府県又は都道府県知事が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条に規定する保安施設事業 二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第二号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止 	<p>第一条（略）</p> <p>この会計においては、<u>治山緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）以下この項において「法」という。</u>（第三条に規定する治山事業七箇年計画の実施に伴い、前項の事業に係る経理のほか、次の事項に関する経理を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>法第二条の治山事業で国が施行するもの（以下「直轄治山事業」という。）</u> 二 <u>法第二条の治山事業で都道府県又は都道府県知事が施行するものに係る国の補助金又は負担金（以下「補助金等」という。）の交付</u> 三 <u>法第一条第一項各号に掲げる事業に係る同条第二項第一号又は第二号に掲げる事業で国が施行するものの管理</u>

区域における地すべり防止工事又はばた山崩壊防止工事に関する事業
次の各号に掲げる事業は、前項の規定にかかわらず、治山事業に含ま
れないものとする。

一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（
昭和二十五年法律第六十九号）又は公共土木施設災害復旧事業費国
庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害
復旧事業

二 前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待でき
ないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事
業その他同号の事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため、
土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

第八条の二 次に掲げる経費の額に相当する金額は、予算の範囲内におい
て、一般会計から国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

一 国有林野（国有林野の管理経営に関する法律第二条に規定する国有
林野をいう。以下この条において同じ。）のうち森林法第二十五条第
一項又は第二項の規定により保安林として指定された森林その他の公
益的機能が高い森林（次号において「公益林」という。）における松
くい虫の駆除又はそのまん延の防止、標識の設置その他の森林保全に
要する経費で政令で定めるもの

二 五（略）

附則

第十三条 森林法附則第六項、独立行政法人緑資源機構法附則第十条の規
定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号。以下「
旧緑資源公団法」という。）附則第十一条第一項又は地すべり等防止法

第八条の二 次に掲げる経費の額に相当する金額は、予算の範囲内におい
て、一般会計から国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

一 国有林野（国有林野の管理経営に関する法律第二条に規定する国有
林野をいう。以下この条において同じ。）のうち森林法（昭和二十六
年法律第二百四十九号）第二十五条第一項又は第二項の規定により保
安林として指定された森林その他の公益的機能が高い森林（次号にお
いて「公益林」という。）における松くい虫の駆除又はそのまん延の
防止、標識の設置その他の森林保全に要する経費で政令で定めるもの

二 五（略）

附則

第十三条 森林法附則第六項、独立行政法人緑資源機構法附則第十条の規
定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号。以下「
旧緑資源公団法」という。）附則第十一条第一項又は地すべり等防止法

附則第八条第一項の規定による無利子の貸付け（旧緑資源公団法附則第
十一条第一項の規定による無利子の貸付けについては、森林法第四十一
条第三項に規定する保安施設事業に要する費用に係るものに限る。以下
同じ。）に関する経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この
会計において行うものとする。

（略）

（昭和三十三年法律第三十号）附則第八条第一項の規定による無利子の
貸付け（旧緑資源公団法附則第十一条第一項の規定による無利子の貸付
けについては、森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業に要す
る費用に係るものに限る。以下同じ。）に関する経理は、当分の間、第
一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

（略）

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
(略)	<p>この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 第二十五条の二、第二十六条の二、第二十七条第一項、第三十三条の二及び第三十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）</p> <p>二 第二十七条第二項及び第三項（申請書に意見書を付する事務に関する部分を除く。）、第三十条並びに第三十三条第三項（これらの規定を第三十三条の三において準用する場合を含む。）の規定</p>

法律	事務
(略)	<p>この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 第二十五条の二、第二十六条の二、第二十七条第一項、第三十三条の二及び第三十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）</p> <p>二 第二十七条第二項及び第三項（申請書に意見書を付する事務に関する部分を除く。）、第三十条並びに第三十三条第三項（これらの規定を第三十三条の三において準用する場合を含む。）の規定</p>

により都道府県が処理することとされている事務

三 第三十条の二第一項、同条第二項において準用する第三十条後段、第三十二条第二項及び第三項並びに第三十三条第六項において準用する同条第一項及び第三項（これらの規定を第三十三条の三において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）

四 第三十一条、第三十二条第一項（第三十三条の三において準用する場合を含む。）、第三十四条から第三十四条の三まで、第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（民有林にあつては、第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）

五 第四十四条において準用する第二十七条第二項及び第三項（申請書に意見書を付する事務に関する部分を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、第三十三条第三項、第三十四条から第三十四条の三まで並びに第三十九条第一項の規定並びに第四十六条の二第一項の規定により都

により都道府県が処理することとされている事務

三 第三十条の二第一項、同条第二項において準用する第三十条後段、第三十二条第二項及び第三項並びに第三十三条第六項において準用する同条第一項及び第三項（これらの規定を第三十三条の三において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）

四 第三十一条、第三十二条第一項（第三十三条の三において準用する場合を含む。）、第三十四条、第三十四条の二、第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（民有林にあつては、第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）

五 第四十四条において準用する第二十七条第二項及び第三項（申請書に意見書を付する事務に関する部分を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、第三十三条第三項、第三十四条、第三十四条の二並びに第三十九条第一項の規定並びに第四十六条の二第一項の規定により都道府県

(略)	
(略)	道府県が処理することとされている事務
(略)	
(略)	が処理することとされている事務

改 正 案	現 行
<p>（伐採の許可等の特例）</p> <p>第十三条 要整備森林について第九条の規定により地域森林計画に定められている施業の方法及び時期に関する事項に従つて実施される立木の伐採については、森林法第三十四条第一項、<u>第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項の規定は、適用しない。</u></p>	<p>（伐採の許可等の特例）</p> <p>第十三条 要整備森林について第九条の規定により地域森林計画に定められている施業の方法及び時期に関する事項に従つて実施される立木の伐採については、森林法第三十四条第一項及び<u>第三十四条の二第一項の規定は、適用しない。</u></p>

改正案	現行
<p>（他の法令に基づく計画との関係）</p> <p>第三十八条 指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次の各号に掲げる防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第一項に規定する全国森林計画及び同条第五項に規定する森林整備保全事業計画</p> <p>三〇七（略）</p> <p>八（略）</p> <p>九（略）</p> <p>十（略）</p> <p>十一（略）</p> <p>十二（略）</p> <p>十三（略）</p>	<p>（他の法令に基づく計画との関係）</p> <p>第三十八条 指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次の各号に掲げる防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第一項に規定する全国森林計画</p> <p>三〇七（略）</p> <p>八 <u>治山緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第三条第一項に規定する治山事業に関する計画</u></p> <p>九（略）</p> <p>十（略）</p> <p>十一（略）</p> <p>十二（略）</p> <p>十三（略）</p> <p>十四（略）</p>

改正案	現行
<p>（権限） 第三十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）、保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）及び林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（権限） 第三十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）、保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）、<u>治山緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）</u>、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）及び林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（保安林における制限の特例）</p> <p>第八条 特定認定森林所有者が保安林の区域内において特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う立木の伐採については、森林法第三十四条第一項本文、第三十四条の二第一項、<u>第三十四条の三第一項及び第三十四条の四本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（保安林における制限の特例）</p> <p>第八条 特定認定森林所有者が保安林の区域内において特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う立木の伐採については、森林法第三十四条第一項本文、第三十四条の二第一項<u>及び第三十四条の三本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（保安林における択伐の届出の特例）</p> <p><u>第九条の二</u> 認定事業者が保安林の区域内において認定事業計画に従って択伐による立木の伐採をする場合には、<u>森林法第三十四条の二第一項の規定は、適用しない。</u></p> <p>（保安林における間伐の届出の特例）</p> <p><u>第九条の三</u> 認定事業者が保安林の区域内において認定事業計画に従って間伐のため立木を伐採する場合には、<u>森林法第三十四条の三第一項の規定は、適用しない。</u></p>	<p>（保安林における間伐の届出の特例）</p> <p><u>第九条の二</u> 認定事業者が保安林の区域内において認定事業計画に従って間伐のため立木を伐採する場合には、<u>森林法第三十四条の二第一項の規定は、適用しない。</u></p>

改正案	現行
<p>（重点計画） 第四条（略） 2～5（略） 6 主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案（第二条第二項第九号から第十一号までに掲げる事業（以下「治水事業」という。）に係る部分に限る。）を作成しようとするときは、治水事業と国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第一条第四項に規定する治山事業との総合性を確保するため、<u>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第五項に規定する森林整備保全事業計画又はその変更の案との調整を図らなければならない。</u></p> <p>7・8（略）</p>	<p>（重点計画） 第四条（略） 2～5（略） 6 主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案（第二条第二項第九号から第十一号までに掲げる事業（以下「治水事業」という。）に係る部分に限る。）を作成しようとするときは、治水事業と治山緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第二条に規定する治山事業との総合性を確保するため、<u>同法第三条第一項に規定する治山事業七箇年計画又はその変更の案との調整を図らなければならない。</u></p> <p>7・8（略）</p>